

社団法人 日本国書館協会 図書館学教育部会

会 報 第 82 号

2008(平成20)年2月15日発行 編集・発行 図書館学教育部会

目 次

第93回全国図書館大会（東京大会）第6分科会（2007年10月30日開催）

テーマ：「これからの図書館」と司書養成・研修

分科会の概要	1
講演1：主要国の司書養成教育および資格・司書養成制度の現況 —韓国、米国、英国を中心に—（金容媛）	2
講演2：雇用多様化の時代における図書館専門職員の養成 —主流は学部か大学院か（糸賀雅児）	8
報告1：教育基本法の改正と図書館の振興（渡部徹）	12
報告2：鶴見大学文学部ドキュメンテーション学科における司書養成教育（原田智子）	14
報告3：よりわかりやすい授業にするために —司書課程受講の短大生の実態？把握—（二宮嘉須彦）	16
報告4：司書養成の歴史的課題を確認する（根本彰）	16
パネル・ディスカッション（コーディネータ：山本順一）	19
参加者の感想 第6分科会に参加して（青柳英治）	21
第6分科会（図書館学教育）に参加して（松下鈞）	21
「『これからの図書館』と司書養成・研修」に参加して（池田美千絵）	22
参加者のアンケートから	22
2008年 部会総会および第1回研究集会のご案内（4月26日（土）、JLA会館で開催）	24

テーマ：「これからの図書館」と司書養成・研修

分科会の概要

テーマを「『これからの図書館』と司書養成・研修」とし、参加者は107名に達した。

開会挨拶で志保田務JLA図書館学教育部会長（桃山学院大学）は、文部科学省の「これからの図書館の在り方検討協力者会議」の動きと、日本図書館協会の進めている専門司書認定制度の進捗状況を説明した。

基調講演は金容媛氏（駿河台大学）による「主要国の司書養成教育および資格・司書養成制度の現況—韓国、米国、英国を中心に—」であった。司書の資格要件および教育課程が厳格に定められていることと、専門職団体が重要な役割を果たしていることを、具体的

な事例や最新動向、関連法規の仕組みとともに示した。次に、糸賀雅児氏（慶應義塾大学）が「雇用多様化の時代における図書館専門職員の養成—主流は学部か大学院か—」と題して講演した。そこでは、雇用形態が多様化するなかで真の専門職養成にいたるキャリアパスを用意するために、大学院修士課程レベルの教育機会を、雇用形態・ライフステージ・地域性に適応するよう多様に展開することを提言した。

午後には、まず渡部徹氏（文部科学省）が「教育基本法の改正と図書館の振興」という報告をした。教育基本法の改正点とその影響、図書館職員の現状、「これからの図書館像」、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」、図書館法の見直しの方向性、などにつ

いて解説した。

その後、原田智子氏（鶴見大学）による「鶴見大学文学部ドキュメンテーション学科における司書養成教育」、二宮嘉須彦氏（郡山女子大学）の「よりわかりやすい授業にするために—司書課程受講の短大生の実態？把握—」、根本彰氏（東京大学）の「司書養成の歴史的課題を確認する」という報告が続いた。

<講演>

主要国の司書養成教育および資格・司書職制度の現況 —韓国、米国、英国を中心に—

金 容 媛（駿河台大学／文化情報学部）

1. はじめに

図書館の使命・役割を遂行し、環境の変化に対応した図書館の発展及びサービスの向上を実現するには図書館専門職(司書)の役割が極めて重要であり、図書館全体の専門性を強化することが重要である。図書館の専門性を考える際に、最も重要な役割を果たすのは司書であり、その司書の専門性である。司書の専門性の向上には司書養成教育に関連する部分が不可欠であり、司書養成教育に関しては図書館の範囲を超えて、教育制度に関連するところが大きい。専門職養成の一次的責任を負う大学における図書館情報学教育では、新規の人的資源の養成教育と既存の人的資源のための継続教育が重大な責務である。また専門職としての教育内容はもちろんのこと、身分・資格を規定する制度および専門性を生かす人事制度がなければならない。こうした専門職としての基盤整備は、図書館専門職の質とともに図書館情報サービスの質を高め、図書館に対する社会全体の認識をも高めることになる。日本における図書館の発展および図書館サービスの強化、司書の専門性の向上のために、図書館および司書の専門団体である日本図書館協会の役割と責務が大きいことはいうまでもない。本稿では、先ず司書及び司書職の専門性および求められる能力・コア知識などに関する海外の動向について紹介する。続いて、外国の状況を韓国、米国、英国を中心に、1) 司書養成の教育および教育課程、2) 継続教育および研修体制、3) 資格制度、4) 専門職制・人事制度、5) 図書館の類縁機関であ

る博物館、文書館などの連携について説明する。主要国の状況を5つの側面で分析し、図書館専門職としての基盤整備に必要な諸要素を抽出し、共通点を提示する。

司書養成教育および司書職制度は、図書館そして司書職と直結するため、教育システムの改革、資格制度の補完、現職者の教育・研修などに関する関係法規の整備を必要とする。しかし、これらはその国の文化、歴史、教育、経済などすべての分野に深く関わるもので、現在の状況、与えられた環境の中で実現可能で問題解決に効果的な方法を考える必要がある。そして何よりも司書自身・教育担当者自身が主体的な意識を持って取り組むことが重要であると考える。諸外国の例を参考にしながら、日本に適した制度・方針を考える際の一助となることを願う次第である。本稿は文部科学省「これから図書館の在り方検討協力者会議」(2007年1月30日第5回)で報告した内容に基づいて調整・加筆したもので、詳細については文部科学省ホームページで公開されている会議資料もあわせてご参照いただければ幸いである(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/shiryo/07062107/001.htm)。

2. 司書および司書職の専門性 (Librarianshipの能力・コア知識など)

司書および司書職の専門性と司書職に求められる能力・コア知識および具体的にどのような役割を遂行するのかについて、国際図書館連盟(IFLA), UNESCO

等の国際組織と米国図書館協会（ALA）および英国図書館情報専門職協会（CILIP）などの専門職団体から発表された指針・調査などを中心に最近の動向を紹介する。

- 1) IFLA/UNESCO ガイドライン (The Public Library Service: IFLA/UNESCO Guidelines for Development, 2001) :

図書館業務・管理を含めて、コミュニケーション能力、利用者要求の理解、協調性、文化的多様性の理解、コレクション構築およびアクセス能力、変化対応の柔軟性など19の基本的能力と資質を提示している。

- 2) IFLA教育研修部会承認「図書館情報学教育プログラム指針」(IFLA Guidelines for Professional Library/Information Education Programs:2000) : 情報環境、情報政策と倫理、情報の生産・流通・利用、情報要求、情報の組織化、図書館業務およびサービスにおけるICT利用、情報資源管理および知識管理、図書館の管理・サービスの評価など、全部で10科目を提示している。

- 3) M. Gorman, Our Enduring Values: Librarianship in the 21st Century, ALA, 2000 :

司書職の核心価値として、司書職の責務、図書館業務の合理的な処理、個人および社会に対する奉仕、知的自由の擁護、知識・情報へのアクセスの保障、プライバシーの保護、民主主義の支持と受容など8項目に集約している。

- 4) 米国図書館情報学教育協会（ALISE）KALIPER Report発表（2000年）：

全国的規模の調査研究を行い、専門職司書と情報専門家養成のための教育活動の動向に関する報告書を発表、図書館情報学教育課程の変化の傾向を提示している。

- 5) 米国図書館協会（ALA）認定プログラムの教科課程調査（2006年2月）：

56のALA認定図書館情報学大学院におけるコア科目・能力調査の結果を分析し、必須科目として情報組織化[53大学院]、専門職倫理[45]、経営管理[36]などを提示している。

- 6) 英国図書館情報専門職協会（CILIP）：

情報専門職の知識ベースとして「専門知識体系」(Body of Professional Knowledge: BPK) を中核的領域として、知識・概念構築、ドキュメンテー

ション、情報、利用者、コレクション・情報資源の5つの構成要素を示している。

- 7) (米国) 大学・研究図書館および図書館員の将来に関する予測調査（1999年）：

将来の予測として、伝統的な業務担当職員は34%（収書・整理業務16%+貸出・参考業務18%）に減少する反面、情報専門家（情報専門家31%+情報技術職16%）は増加するとしている。

- 8) 米国研究図書館協会（ARL）が行った調査報告（1999年発表）：

過去8年間（1990～1998）のARL参加図書館の職員採用の状況調査報告で、Librarianの比率は22%～72%減少、機能別専門家は72%増加している。

- 9) 米国図書館協会（ALA）2007年度Librarianの年俸調査報告書発表

毎年発表されるこの報告書は800以上の図書館に勤務する7,500人の図書館情報学の修士学位（ALA認定）所持者と2万人の非専攻（Non-MLS）者を調査したもので専門職の年俸が非専門職の約2倍であることを示している。

3. 司書養成教育・研修および資格・司書職制度

ここでは韓国、米国、英国における 1) 司書養成教育および教育課程、2) 継続教育及び研修体制、3) 資格制度、4) 専門職制・人事制度、5) 図書館の類縁機関との連携など、の5つの側面で説明する。

3.1 韓国

3.1(1) 正規教育機関：正規の教育機関として32大学（4年制）に図書館情報学科（文献情報学科）があり、修士課程24、博士課程13、2年制専門大学6、教育大学院修士課程（司書教育専攻）17、司書教育院3がある。これらの教育機関から年間約2,000人の1級・2級・准司書が輩出される。司書教育院は大学付設の1年課程で4年制大学卒業者および大学院修了者を対象とし、所定の課程修了により資格を授与する指定教育機関である。

3.1(2) 継続教育・研修プログラム：国立中央図書館は司書研修教育課程を、専門行政研修院は司書職公務員課程を、一部地方自治体では現職者研修教育を実施している。国立中央図書館は、図書館法に基づき1983年から司書職公務員および各種図書館員（民間を含む）を対象に多様な専門教育課程を実施、

約1万7000人が履修している。

3.1(3) 司書資格制度（図書館法）：司書資格は、1級正司書、2級正司書、准司書に分かれており、それぞれの要件は以下の通りである。

1級正司書：文献情報学の博士号、2級正司書資格
+他分野の博士号・情報処理技術士資格所持、2級正司書資格+図書館勤務経験6年+修士学位、2級正司書資格+図書館勤務経験9年

2級正司書：大学卒業（文献情報学専攻）、文献情報学の修士学位所持、教育大学院（図書館教育・司書教育専攻）、准司書+修士学位

准司書：専門大学（文献情報科・図書館科）卒業者、大学で文献情報学を副専攻した者

・公共図書館の司書になるには司書資格が必要であり、一定規模以上の図書館勤務には、司書資格所持が原則となっている。資格証交付状況は1966年～2004年9月まで約56,336件で韓国図書館協会がこの業務を担当している。

3.1(4) 専門職制と公職体系：

国際標準職業分類（ISCO-88）によれば司書は専門職（243 Archivists, Curators, Librarians）である。また、韓国標準職業分類でも司書は専門職に分類（181記録管理員、司書および関連専門家）となっているが、公務員職では専門職群ではなく一般行政職群に属する（国家公務員法（公務員任用令）。司書は書記官（4級）、司書事務官（5級）、司書主事（6級）、司書主事補（7級）、司書書記（8級）、司書書記補（9級）となっており、一般行政職より低い。

司書職公務員の採用は、国立中央図書館は公開採用、国立大学図書館勤務者は教育人的資源部が採用している。地方職については、自治体により方式・時期が異なる。司書資格と司書職の特別採用・転職との関係は、司書5級（1・2級司書+5年）、6級（1・2級司書+3年）、7級（2級+3年）、8級（2級司書）、9級（准司書）となっている。

3.1(5) まとめ：

(1) 大学の学部制・複数専攻制実施による専攻教育内容の不十分（平均42単位以上）、4年制大学（文献情報学科）卒業により資格（2級）取得が可能で社会的に専門性の認定に十分ではない。

- (2) 学部中心の教育であるため主題専門性が弱い。
- (3) 図書館法により司書資格（1級、2級、准司書）課程は各々30単位以上である。
- (4) 司書資格区分（1級、2級、准司書）が専門性というよりは上・下の概念を表すもので、実質的には学部・大学院での図書館情報学修了者が多く、専門性制度に適切に対応していない。
- (5) 司書職の公職分類体系は、上限職級が4級（司書書記官）で、他の専門職（学芸士、記録管理士）よりも低い。
- (6) 図書館情報学教育課程に記録管理・アーカイブズ専攻が含まれる。

3.2 米国

3.2(1) 正規教育機関：

米国においては、大学院教育が司書養成の正規プログラムであり、図書館情報学大学院（修士課程）がALA認定大学院56（米国49、カナダ7）に、図書館情報学博士課程が24大学に開設されている。遠隔学習・継続教育プログラムが盛んであり、在学生の1/4が外国人、Full-time学生よりPart-time学生数が多い。なお、現在北米に177（カナダ25含む）の図書館情報学教育機関がある。ALA認定大学院（修士課程中心）卒業による資格取得（民間資格）である。

3.2(2) 継続教育・研修プログラム

- 1) ALA傘下の専門協会等が専門性強化の支援活動を行っている。分野別のコア知識の基準・方向提示などである。（公共図書館協会、大学・研究図書館協会、学校図書館司書協会、児童図書館協会、米国法律図書館協会、医学図書館協会等の専門図書館協会など）
- 2) 米国議会図書館(LC)は専門の教育機関LCIU (Internal University)を1997年に設置し、職員に継続教育の機会を提供、近隣のCatholic Universityと連携実施している。指導力強化プログラム、外国の司書などに研修機会を提供する。
- 3) 州政府および州立図書館主催の継続教育プログラムが実行されている。
- 4) 州により公共図書館長の資格認定(Professional Library Director Certificate)制度が存在する。専門職資格認定(Professional Public Librarian Certificate)制度を実施しており、館長資格はALA MLIS学位+5年の専門職経験(内2年の行

政・監督経験)、申請は州政府の教育部図書館開発課を行い、認定は10年間有効である。

また、関連するガイドラインなどとして以下を挙げることができる。

- ALA (ACRL大学・研究図書館協会)「大学図書館員の教授身分指針」制定(1990年)
「大学図書館員のための教授身分基準」改訂(1992年)
- ALA 発表 [図書館情報学教育と人的資源活用のための政策報告書] (2002年) : Library and Information Studies and Human Utilization: A Statement of Policy

専門職と専門職の補助の分類をより具体的に提示している。

専門職：Senior Librarian：司書資格(修士学位)+
関連経歴+継続的・専門的自己啓発

Librarian：司書資格(修士学位)

補助職：LIS Associate(学士学位)、LIS Assistant
(2年制大学)

3.2 (3) 司書職員と司書職制

米国には約18万5千人の図書館職員があり、そのうち約4千人がLCの職員である。公共図書館は9,129館で職員4万5千人（そのうち、MLS、MLI S所持者約70%）である。

司書職制の公職体系としては、米国労働省の基準があり、それによればLibrarian, Library Technician, Library Assistantに区分される。また、公務員の場合には、一般職の中にある23の独立職群の一つ[GS-1400 Library and Archives Group]である。

3.2 (4) まとめ：

- 1) 司書職養成教育は図書館情報学大学院によって行われる主題専門家養成システムであり、ALAが認定する。
- 2) 司書職はALA認定の図書館情報学大学院の修士学位(MLS, MLIS)が基本要件となっている。
- 3) 修士学位(図書館情報学)・資格所持者は毎年約4,700人である。
- 4) 専門職と補助職の区分が明確にある。
- 5) 継続教育・研修プログラム体系が確立しており、内容も充実している。
- 6) 図書館勤務の公務員は専門職とその他の職で構成され、司書職が33%以上、司書職の68%以上がALA認定のMLSを所持している。
- 7) 図書館情報学大学院教育課程に記録管理・アーカイブズ専攻が含まれる。

3.3 英国

3.3 (1) 正規教育機関

英国では16の大学に図書館情報学関連教育課程が設置(CILIP認定)されており、UCL、CUL、Loughborough、Sheffield、Wales、旧Polytechnicの大学昇格(7)などから年間800～1,000人が輩出されている。学科名、学位などは多様（資格証(certificate)、修了証(graduate diploma)、修士、博士学位）である。入学要件には実務経験が問われ、就学期間はDiploma(9ヶ月)、修士(12ヶ月)、博士(24ヶ月)と称号により異なる。

3.3 (2) 司書資格制度

CILIPが各個人候補者の専門職の資格を公認することで専門(Chartered Professionals)資格取得となる。資格区分は以下の通りである。

1) 専門職

MCILIP (Membership CILIP): CILIP会員資格申請・取得

Route A: CILIP認定の大学院(図書館情報学)の学位+CILIP承認の訓練開発プログラムによりCILIP会員の指導監督下で1年間の実務経験

Route B: CILIP案内指針により個人的に計画を作成、2年間の実務経験を経て、会員申請
FCILIP (Fellowship CILIP): 上位資格
MCILIP取得後5年間の専門的経験、卓越した貢献(CILIPが提示した基準・条件)

2) 補助職(非専門職): 等級別、種類別、2年制・4年制大学の図書館情報関連課程修了後取得

資格は教育課程履修による自動的な資格付与ではなく、専門知識と実務訓練の両方を重視している。CILIPは2005年に「新しい資格認定の枠組み」(New Framework of Qualification)を発表し、これまでの公認資格(CILIP認可の図書館情報学分野の学位)を前提として、学位を持たない者や他分野から図書館情報学分野に参入した者に門戸を開放し、各段階で様々な選択肢を用意している。CILIPは研修プログラムを用意し(2007年度研修プログラム: 9分野・120講座)、目録・分類、著作権、ICT、管理、Marketing等の基礎・中級課程の多様なプログラムを提供、現場の要請による新しい講座も開設している。(http://www.cilip.org.uk/training/参照)
CILIP会員はMCILIP(1万6千人、93%)、FCILIP(7%)、准会員により構成される。

3.3(3) 司書職公務員

一般職種の一つであるが、独立職群 (Librarian Group) となっている。Senior Librarian, Librarian, Assistant Librarian の 3 つの等級からなり、図書館職員数は合計 40,053 人（国立 2,926 人、公共 25,797 人、大学 11,120 人）である。

3.3(4) まとめ：

- 1) 専門教育は 16 の大学で実施され、学科名称・学位は多様であり、CILIP が教育プログラムを認定する。
- 2) 資格制度は CILIP が主管する民間主導で、大学院水準の専門知識と実務経験を要求する。
- 3) CILIP によって多様な研修プログラムが提供される。
- 4) 公職体系としては、司書職は一般職種の独立職群で、3 つの等級を持つ。
- 5) 司書職公務員のうち公共図書館職員は地方政府が採用・管理している。試験の資格は CILIP 認定の大学卒業、試験は段階別試験である。
- 6) 図書館情報学大学院教育課程に記録管理・アーカイブズ専攻が含まれる。

4. 主要国状況の概観および共通点

以上の韓国・米国・英国の状況を上記の 5 つの側面で分析し、図書館専門職の基盤整備に必要な諸要素を抽出し、共通点を提示する。

1) 司書の資格要件および教育課程が厳格であり、その過程で専門職団体の役割が極めて大きい。

図書館の目的・目標を達成するためには有能な人材の養成と確保は不可欠であり、それは大学以上の教育課程を通じて可能である。米国では、ALA 認定の図書館情報学大学院プログラムで行われており、ALA は厳格な基準で定期的に図書館情報学大学院プログラムを評価、その教育の質を認定している。このように、ALA は司書養成教育に強い影響力を行使している。

英国では、CILIP が認定する大学（院）プログラムだけでなく、CILIP が認定する専門訓練機関での一定期間（1 年、5 年）の訓練を求めている。教育プログラムを定期的に調査し、基準により教育の内容・質を評価するとともに、専門職司書候補者を対象に専門的実務訓練を実施し、このような資格要件を満たした上で、公認の資格証を発給している。

韓国では、図書館情報学教育は学部、修士、博士課程で行われており、それによって 1 級、2 級および准司書の資格が取得でき、司書資格証は申請により韓国図書館協会が交付している。韓国図書館協会は歴代会長・副会長に大学の図書館情報学担当の教員が就任しており、司書養成教育および資格制度などと密接に関係している。

2) 司書資格要件の細分化と主題分野の専門化：

- 司書資格要件の細分化：司書の専門性を明確にするために、専門職と准専門職の定義と明確な区分が必要である。専門職だけで図書館の使命・目的と業務・サービスを達成することはできない。図書館の管理運営とサービスの強化のためには多様な人的資源が必要である。米国では、ALA が専門職 Librarian と准専門職 Library Associate, LIS Assistant を区分しており、英国では CILIP が、専門職として FCILIP, MCILIP, 准専門職として Associate と区分している。専門的業務は資格により異なり、准専門職の場合に専門職へと発展する可能性を用意している。韓国でも若干問題はあるが、専門職として 1 級・2 級正司書、准専門職として准司書と区分されている。

• 館種別・主題分野の専門化（公共、学校、大学、児童、法律、医学など）：

専門職の司書になるには図書館情報学の修士学位が要件であるが、各分野別により細分化されたコア知識とサービス内容が要求される。そのため、ALA の傘下団体が各分野別にコア知識とサービス内容などを規定し、分野別専門職を養成する活動を展開している。例えば、公共図書館と学校図書館の場合は、専門職団体で担当している分野とは異なり、国が資格制度、資格の条件（実務経験・有効期間等設定）を管理している。

3) 繙続教育・研修体系を確立（教育と研修の生涯学習連携体制）：

図書館専門職に限らず、全ての専門職に求められる重要な事項の一つが専門知識と機能の最新性の維持である。司書が専門職であれば、当然最新の専門知識を習得し、自身の専門性を維持する必要がある。形態は異なるが多様な方法で知識、技術、姿勢など専門化に努力している。現場と連携した教育課程を多様な形態で設け、専門性を強化するため、図書館情報学教育機関と専門職団体・協会 (ALA, CILIP)、国家代表図書館 (LC, 韓国国立

中央図書館)、国の機関などが積極的に活動している。

4) 人事制度（専門職制・公務員職制）の確立：

教育機関で優秀な人材を養成しても、彼らの能力・身分を規定する資格制度や司書の専門性を生かす人事制度がなければ、効果がない。司書の専門性を生かす資格制度と人事制度が必要である。米国、英国、韓国では司書は専門職と規定されており、公職体系でも専門職として確立されている。

5) 図書館の類縁機関である博物館、文書館などの連携：

知識・記録・文化資源を扱う機関である図書館は、博物館・文書館との緊密な連携を進める必要がある。いくつかの国では政策として、3つの類縁機関の戦略的な連携が急速に進められており、最近日本においてもそうした連携の傾向が見られる。欧米では法規および行政の面で連携がすでに進み、米・英では図書館と博物館の関連法規を統合している。カナダは国立図書館と国立公文書館を統合している。また、英国では図書館・博物館・文書館に関する政策諮問機構を統合、米国でも図書館および博物館のための連邦資金を管理する独立機構（IMLS）を設置している。国際標準職業分類及び主要国の専門職・公職制度（米・英・韓）において、Librarian、Curator、Archivistは同じ分野の専門職として位置づけられている。また図書館情報学大学院教育課程（米・英・韓）も同様で、図書館情報学大学院に記録管理・アーカイブズ分野が含まれていることは、将来の方向性を示唆するものであると考えられる。

5. おわりに

図書館および図書館専門職の発展のみならず社会の発展にとって図書館情報専門職教育が極めて重要であることはいうまでもない。専門職教育の質的水準は、その専門職が社会的役割を果たす際に重要な要素であり、専門職教育の質は一次的には教育担当者の能力と熱意にかかっている。また専門職として認められるには、専門職としての教育内容は無論、身分や資格を規定する制度および専門性を生かす人事制度がなければならない。こうした専門職としての基盤整備は、図書館情報専門職の質とともに図書館に対する社会の認識を高めることになる。現在教育を受け今後数十年活動していく学生とこれまで教育を受け現場にいる実務者

のために、基本理論・技術に加えて、これから社会の変化と技術発展に対する教育内容の充実と適切な継続教育が求められる。

最後に、我々は変化（change）の時代に生きている。何かが変わる、何かを変えることは困難なことであるが、我々が未来を考える能力と熱意があれば変化はチャンス（chance）もある。今が日本の司書養成教育の発展・変化へのチャンスであり、もしそれができるないと危機にもなりかねない。教育担当者・現場の担当者は忍耐と熱意をもって団結し、お互いを励まし合いながら未来のために挑戦していくことが与えられた使命であると考える。

参考文献：

1. 金容媛. "主要国の司書養成教育および資格・司書職制度の現況: 韓国、米国、英国を中心に" 第5回これからの図書館在り方検討協力者会議. 2007-01-30, 文部科学省.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/shiryo/07062107/001.htm
2. 金容媛. 特集.これからの図書館員制度—専門職養成を考える: 韓国における図書館情報専門職養成制度の最新の状況. 『図書館雑誌』101(11), p.744-745(2007).
3. 金容媛. 図書館情報学教育の現状と発展. *Library and Information Science*. No.30,p.115-131(1992).
4. McKinney,R.D. Draft Proposed ALA Core Competencies Compared to ALA-Accredited, Candidate, and Precandidate program curricula: A preliminary Analysis. *Journal of Education for Library and Information Science*, Vol.47,No.1p.52-77(Winter 2006).
5. K.E. Pettigrew & J.C.Durrance, eds."KALIPER: Introduction and Overviews of Result". *J. Education for Library & Information Science*, Vol.42,no.1, p.170-180(2001).
6. IFLA/UNESCOガイドライン(The Public Library Service: IFLA/UNESCO Guidelines for Development,2001,p.63-64.
7. IFLA Guidelines for Professional Library/Information Education Programs:2000
<http://www.ils.unc.edu/daniel/IFLA/Guidelines 2000c.html>
8. M. Gorman, Our Enduring Values: Librarianship in the 21st Century, ALA, 2000, p.26.
9. B. Feret and M. Marcinek, The Future of the Academic Library and the Academic Librarian: A Delphi Study. *Library Career Development*, Vol.7,no.10, p.97 (1999)

雇用多様化の時代における 図書館専門職員の養成

—主流は学部か大学院か—

糸賀 雅児（慶應義塾大学）

1. 問題の背景 —図書館労働市場の変化とキャリアパスの必要

少子高齢化と核家族化が進み、進学（退学）・就職（転職）・結婚（離婚）・出産・育児・親の介護といったイベントが、男女を問わず個人のライフサイクルのなかでいっそう重要な位置を占めつつある。しかも、以前と異なり、人によってはこれらのイベントが時間をおいて、いく度か繰り返されるようになっている。この事実は就業機会や労働市場のあり方、そして教育機関を含めた社会資本の需給バランスを考えるうえで、無視し得ない要因である。また、多くの職場・職種において、人件費を削減し、組織体の維持を図るねらいから、正職員の他に、非常勤や臨時、派遣、契約、委託など、多様な雇用形態の職員が混在して配置されるようになっている。

雇用の多様化は、民間企業ばかりでなく、New Public Management (NPM) を掲げる政府（地方政府=地方公共団体を含む）の組織や施設においても同様に見られ、役所は公務員だけが働く場所ではなくなっている。受託事業者（公立施設の指定管理者を含む）ひとつをとっても、財團や公社ばかりでなく、民間事業者が数多く参入しているし、特定非営利活動法人（NPO）へも広がりを見せている。そして、そこで働く人びとの雇用と待遇は総じて不安定であり、格差も大きく"官製ワーキングプア"とまで言われている。その一方で、情報技術の進展は、いったん習得したスキルの陳腐化をいやがうえにも加速させてきた。したがって、個人の職業生活を考えただけでも、多様な教育（学習）機会と就業機会が用意される必要があり、経済圏域と人的交流のグローバル化まで考え合わせれば、こうした機会へのニーズとして幅広いものを想定しておくことが望ましい。このような意味で、教育と職業の関係、あるいはひとつの労働市場における人材の需要と供給の関係、を単純なモデルで描き出すことは難しくなってしまった、と言える。

業務の外部化（アウトソーシング）が進み、女性が多い図書館という職場ではなおさらである。加えて、ボランティア活動の場を図書館に求める人びとも少なからずあり、団塊世代退職者の図書館での嘱託再雇用が増える兆しも見え始めている。近い将来、海外の労働力が図書館業務のなかの比較的単純な作業から始まって徐々に複雑で高度な判断能力が必要とされるものにまで、進出してくることも十分予想される。

それだけに、図書館の専門職として図書館での仕事を続けながら、その業務内容と個人の価値観、そしてライフステージに応じて、司書自身が成長し続けるためのキャリアパス形成が急がれる。しかも、そのキャリアパスは単線型であってはならず、流動的で不安定な雇用実態に、そして都市と地方の地域間格差に合わせ、柔軟な可塑性を備えていなければならない。

ここで検討すべきキャリアパスとは、例えば、次のようなケースにそれぞれ対応できるものである。これらに対するおおよその回答を講演の中で示すことにしたい。

- 例 1) 学部課程で図書館情報学を専攻し図書館に就職したが、主題専門性を身に付けレファレンス業務の中核を担いたい。
- 例 2) 司書課程で司書資格を取得し委託会社を通じて図書館で働くが、自他ともに認められる専門職をめざすものの、周辺に図書館情報学の大学院がない。
- 例 3) 図書館から他部署に異動し 5 年後に中間管理職で図書館に戻ってきた司書が勉強し直したい。
- 例 4) 地方都市で図書館の臨時職員を集めて NPO を立ち上げ、図書館の指定管理者になったが、職場で集団としての司書に目標を持たせながら力量を高めたい。
- 例 5) 経済学部卒業後、金融関係に 3 年務めたが転職して図書館司書として働きたい。
- 例 6) 子育てが一段落した女性が短大時代に取得した司書資格を生かして非常勤職員として図書館で働きたい。

2. 図書館情報学教育の 4 領域

このような背景のもとで図書館専門職の養成を考えていくためには、図書館情報学教育を広い視野から

とらえておく必要がある。現行の図書館情報学教育は、おおむね以下の4つの領域に分けられる。

- A：新規の司書資格付与のための教育（司書課程中心）
- B：学問領域としての図書館情報学教育（大学院での研究者養成を含む）
- C：図書館利用教育（一般学生・市民を対象とした情報リテラシー教育）
- D：現職図書館員の再教育（職員研修を含むリカレント教育）

(*詳細は、『日本図書館協会図書館学教育部会報』No.67,p.1-2, 2003年を参照してください。)

わが国では、これら4領域のうちAに力点が置かれてきたと言える。ただし、Cを考えれば、短大を含め司書の養成が各地で大量になされていること自体は悪いことではない。問題は、その後に真の意味での専門職養成にいたるキャリアパスが用意されていない（そういう視点がなかった）点にあり、大量生産された司書を能力とライフステージに応じて適切に振り分ける

社会的な仕組みが整備されていない点にある。今後は、複線型のキャリアパスを浮かび上がらせるために、上の4領域における適正な資源配分の見直しが必要である。

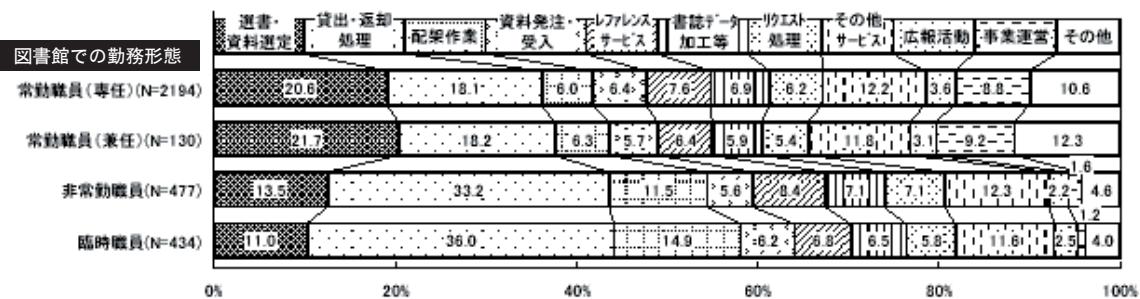
3. 国レベルでの検討の方向—文部科学省の5つの会議

現在、国レベルで図書館専門職の養成に関わる審議を進めている審議会類には、次の(1)から(4)までがある。また、参考までに(5)も挙げておく。

- (1) 中央教育審議会生涯学習分科会
- (2) 同分科会 制度問題小委員会
- (3) これから図書館の在り方検討協力者会議
- (4) 同会議 科目検討ワーキンググループ
- (5) これからの博物館の在り方検討協力者会議

上記(1)および(2)の会議においても、"大学における司書養成の在り方について検討が必要。また、大学院修士課程を中心に据え、キャリアパスを検討してはどうか"との意見が出されている。さらに(5)の報告書でも、学芸員のキャリアパスが上級学芸員（仮称）の提言とともに構想されている。

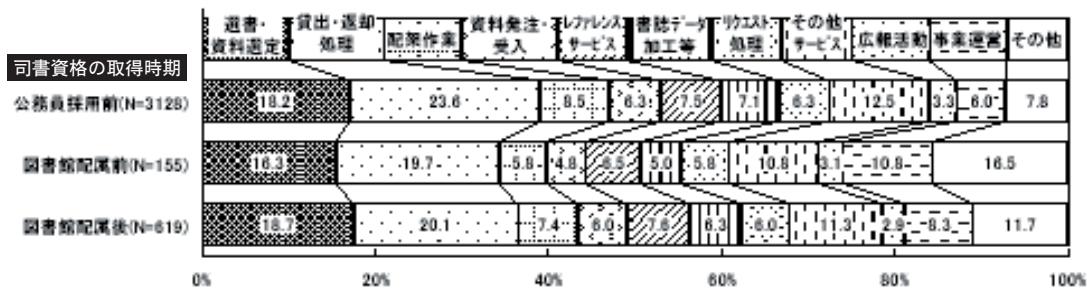
問19 ①行っている作業内容の年間作業比率



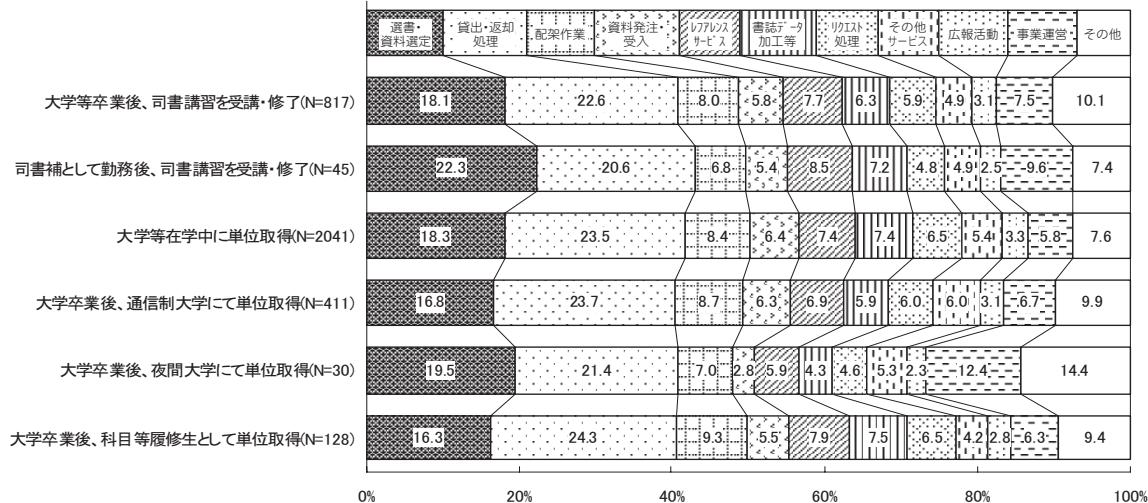
第1図 雇用形態と業務内容



第2図 勤務年数と業務内容



第3図 資格取得時期と業務内容



第4図 司書資格取得方法と業務内容

4. 図書館専門職のキャリアパス形成に向けて

2006年度文科省委託調査研究による『図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書』では、全国の公立図書館に勤務する司書4,087人からの回答とともに、彼らの業務内容を「雇用形態」「勤務年数」「資格取得時期」「資格取得方法」の4つの視点から分析している。結果は次の4つのグラフで示されている。

これらによれば、図書館での雇用形態が常勤化するにつれ、また勤務年数が長くなるにつれ、業務内容が貸出、返却、配架作業から選書や資料選定、事業運営等に移行していく傾向がはっきりと見てとれる。その一方で、司書資格取得時期や取得方法は業務内容にあまり影響していないこともわかる。

こうした事実と前項までの検討を踏まえて、さしあたり次の3点を提言したい。

- 1) 雇用形態が多様化するなかにあって、雇用形態と勤務年数によって司書が従事する業務は変動しており、それに応じた多様な教育機会が用意されるべきである。この場合の「教育機会」には、短大・大学・大学院といった正規の学校教育だけでなく、職場を通じての各種の研修やOJT、自己研鑽も含まれる。
- 2) いつ、どこで資格を取得したかは、現状では大きな影響を及ぼしていないことから、短大や司書講習での資格取得は、先のCの領域も含め、将来の専門職のすそ野を広げる意味でも、維持されるべきである。問題はその後に、司書の雇用とライフステージ、そして地域の実態に合わせた多様な教育機会と能力開発の環境をどのように確保し、その成果を評価・認証する仕組みを作りあげるか、にある。ここで、"地域の実態"を挙げたのは、例えば、青森、富山、石川、滋賀、鳥取、佐賀、宮崎の各県では、県内で

- 司書を養成する機関は短大だけ（平成19年度文科省調べ）というような地方の現実があるからである。
- 3) 雇用形態と勤務年数、そして業務内容に応じた多様な教育機会をモデルとして示すことができれば、それが取りも直さずキャリアパスとなる。これは司書本人にとっての努力目標となるだけでなく、その周囲にも、経験と能力と環境に応じて、司書にどのような待遇や教育が求められるのかを示すことになる。それがやがて職位・職階と結びつけばよいのであって、そのためには、まず自らが律するキャリアパスを作ることが先決である。
- さらに、ここで触れられなかったことまで含めて総合的に考えれば、以下の6点を付け加えることができる。
- 4) 図書館専門職の養成は、本来は図書館情報学を専攻とする大学院修士課程を通じてなされるべきである。これには、図書館で採用された後に、社会人（現職者）大学院で学ぶケースを含めてよいし、短大出身者がこのパスをたどることがあってもよい。ただし、主題専門性をもつことも前提とすれば、学部課程では図書館情報学以外を専攻することが望ましい。
- 5) 図書館情報を学部課程で専攻し図書館に勤務する司書であれば、主題専門性をもつ観点から、図書館情報学以外の専攻分野で修士号を取得することを奨励したい。例えば、公共政策学や公共経済学、発達心理学、情報工学などの学位を取得することは、主題専門性を高めるうえでも、また図書館で働く人間の視野を広げるうえでも、有効と思われる。図書館情報を専攻できる大学院が周辺に存在しない地域でも同様である。
- 6) 上の4)と5)のいずれでも構わないが、これら修士以上の学歴（もしくはそれに相当する研修履歴）をもつ司書を図書館での勤務経験や文章表現力も加味したうえで、全国的な職能団体が「上級司書」に認定しこれを更新していく仕組みを、柔軟で可塑性を備えたキャリアパスとして想定している。これが雇用多様化の時代における図書館専門職養成のメインストリームとなるべきである。
- 7) 一方、図書館業務によっては専門職でなくとも務まるが、一定の図書館の知識はもっていなければ効率的な仕事ができない領域がある。また人によって

は、こうした業務とそれに応じた勤務形態を望む準専門職としての司書もいるのであって、すべてが上級の専門職である必要はない。こうした職員に対する基礎的な教育は、短大・4年制大学あるいは通信教育の司書課程に求められ、司書講習もそうした人びとのニーズに応えられるだろう。

8) 現在各地に存在する図書館情報学教育機関は、その教育理念やスタッフの規模、そして何より地域の実態に応じて、これら多様なキャリアパスのどの部分の教育を自分たちが担おうとするのか再検討すべきである。それは、上から指示するのではなく、教育機関がみずから教育理念や方針に即して選択するものであり、その結果、量的には大学や講習での養成が主流のままであっても、質的には大学院での養成や資格付与を中心とする仕組みに改編されていくことが期待される。

9) 現行の司書養成制度が問題をかかえながらも長く続いてきたのは、図書館の労働市場における需要の変化に合わせて、全体の供給の量を変えることなく部分的な質を低下させたり、別の市場に需要を求めたりして、「あきらめ」に近い予定調和を保ってきたからにすぎない。今後は、キャリアパスの全体像を示すとともに、供給側に複数の選択肢を示し、需要構造の多様化・弾力化に合わせて供給の量と質を調節しつつ、全体としての高品質化を図る必要がある。それによって、何よりも司書資格を取得しようとする者に対して、キャリアとしての努力義務と「夢」を与えるなければならない。

*なお、本講演は『図書館雑誌』2007年11月号に掲載された拙稿と内容が重複することをお断りしておく。

<報告>

教育基本法の改正と図書館の振興

渡 部 徹（文部科学省生涯学習政策局
社会教育課 課長補佐）

1 教育基本法の改正について

教育基本法は、我が国の教育の基本を確立するため、教育の基本理念、義務教育の無償、教育の機会均等などについて定めた法律であり、学校教育法や社会教育法などすべての教育法規の根本法である。平成18年12月15日に改正教育基本法が国会で可決、成立し12月22日に公布、施行され、教育改革は新たな第一歩を踏み出した。

戦後半世紀あまり、これまでの教育基本法の理念のもとで構築された教育諸制度は、国民の教育水準を向上させ、我が国社会発展の原動力となってきたが、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、あるいは家族のあり方もいろいろと変わったなど、我が国教育をめぐる状況は大きく変化した。このような社会の変化等を踏まえ、約60年ぶりに教育基本法が改正されたものである。以下に関係部分について概説する。

1.1 教育の目的、目標

この法律は、「第1章 教育の目的・理念」「第2章 教育の実施に関する基本」「第3章 教育行政」「第4章 法令の制定」の4つの章から構成されている。

「第1条 教育の目的」では、「人格の完成」、「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定しており、「第2条 教育の目標」では、教育の目的を実現するために今日重要と考えられる事柄を「教育の目標」として規定している。

1.2 第3条 「生涯学習の理念」

今回の改正では、社会の変化を踏まえ、国や地方公共団体はもとより、学校、家庭、更に各種団体や企業等も含め地域を通じた社会全体で生涯学習社会の実現が図られるべきであるという「生涯学習の理念」を、教育に関する基本的な理念として新たに規定した。

1.3 第12条 「社会教育」

「社会教育」とは、教育のうち、学校や家庭において行われる教育を除き、広く社会において行われる教育を指すものである。第1項、「個人の要望や社会の要請にこたえて」社会教育を奨励しなければいけないという規定が設けられた。また、第2項では、「図書館、博物館、公民館、その他の社会教育施設の設置」や「学習の機会及び情報の提供」などが追加された。

1.4 第17条 「教育振興基本計画」

法改正により明確にされた新しい教育の目的や理念を、さらに具体化する施策を総合的、体系的に位置づけ実施するため、教育振興基本計画の根拠となる規定を新たに設けた。第2項では、国の教育振興基本計画を参照し、地方公共団体においてもその実情に応じ、地方公共団体においても「基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されている。

1.5 社会教育法及び図書館法との関係

社会教育法の目的（第1条）に、「この法律は、教育基本法の精神に則り、」とあり、図書館法の目的（第1条）に「この法律は、社会教育法の精神に基き」とされており、それぞれの関係性が示されている。

改正教育基本法と図書館の関係をみると、第3条生涯学習の理念や第10条家庭教育、第13条学校、家庭、地域の連携等の条項等により、学習者への支援、公共の取り組み、学校や家庭教育への支援と連携などの視点を取り入れた図書館の運営が期待される。さらに、教育振興基本計画では、地方公共団体でも基本的な計画の策定が努力義務とされており、図書館の施策もこれらの計画の中でしっかりと位置づけることが重要である。

2 図書館職員の現状について

（平成17年度社会教育調査報告書より）

図書館職員の総数は増加傾向にあり、平成17年度には30,660人と前回に比して3,384人増加。専任職員の全体に占める比率は前回に比して約10%減（▲1,009

人)となり毎回減少傾向。

(館長) 平成17年度は2,803人と前回に比して160人増加。

(図書館司書) 平成17年度は12,781人と前回に比して1,804人増加。

3 これからの図書館像（報告書概要）について

同報告書において、図書館で働く方々に対して、以下のことが提言されている。

○地域や住民の課題解決を支援する役割を認識

住民の読書を支援するだけでなく、レファレンスサービスの確立をもとに、地域の課題解決に必要な資料を提供。住民の生活上の問題解決に必要な情報を提供

○図書館サービスの点検、評価の実施

住民や行政機関の図書館に対する意識・認知度を把握

○図書館本来の資源（資料、職員、集会室など）や能力

（情報検索能力、情報を整理し・体系化して提供する力、集客力等）、付加的な資源（立地条件、開館日・閉館時間、名称、雰囲気等）の状況を明確化

○地域の様々な機関と連携・協力など

地域の社会教育施設や関係団体と連携・協力。学校、行政部局、商工団体、医療・福祉機関、N P Oとも連携。住民の学習の場、社会参加の場としての機能の充実

その他、これからの図書館サービスに求められる新たな視点、これからの図書館経営に必要な視点、国・都道府県の役割等が提言されている。

4 これからの図書館の在り方検討協力者会議について

4.1 今までの経緯

平成18年7月に、文部科学省では、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」を改めて設置し、司書の資質向上や効果的な研修の在り方等について検討を行い、司書養成の在り方に関する課題を整理した。

19年度は、この協力者会議において、図書館職員のキャリアアップ等、研修の在り方に関して検討を実施。また、「科目検討ワーキンググループ」を設置して、司書養成のカリキュラムに関して「大学における図書館に関する科目」及び「司書講習科目」の見直しにつ

いて具体的な科目的検討を開始。現在（H19.9）までの検討の概要は以下のとおり。

4.2 司書の資質向上や効果的な研修のあり方にについて

平成8年生涯学習審議会社会教育分科会報告では、「司書等の研修体系について」提言されている。本協力者会議では、社会の変化等を踏まえた研修体系について検討しており、以下のような検討事項が掲げられている。

- 図書館長や図書館司書のほか、非常勤職員や委託業者等の職員の研修について
- 初任者研修、経験年数に応じた研修、キャリアアップ研修等研修レベルについて
- 研修自体の評価や研修を修了した者の評価について
- 研修に参加しやすい環境の整備と参加しやすい研修の実施方法について
- 研修修了者の職場への研修内容の還元について
- 研修に関する情報の収集と参加者にわかりやすい提供方法について 等

4.3 大学における図書館に関する科目について (252大学で科目を開設)

- 「大学における図書館に関する科目」を定める必要性について

現行の司書課程の科目は、司書講習科目に対応して開設されているため、大学教育として位置づけられているとは言えない。社会教育主事、学芸員は、大学で修得すべき科目が省令で規定されているが、司書は規定されていない。司書講習科目は、専門的職員を養成する上で、単位数・内容のいずれにおいても不足している部分がある。（「平成18年度における司書養成に関する議論のまとめ」より）

- WGにおける科目内容等に関する議論（H19.9現在）の概要については、以下のとおり。
 - ・時代や社会の状況を反映した科目内容に見直すことについて
 - ・科目内容や単位数のバランスについて
 - ・司書に必要とされる知識や技術を体系的、総合的に学習させることについて
 - ・大学で開設されている「図書館に関する科目」の状況も参考にする

5 図書館法の見直しの方向性について（論点案）

中央教育審議会生涯学習分科会では、改正教育基本法を受け、生涯学習や社会教育関係法令について見直しの検討を行っている。図書館法については、以下の論点案に基づき審議されている。今後、見直しの方向性について更に議論される予定である。

5.1 図書館法の目的等（第1条～第3条関係）

○教育基本法の改正や「文字・活字文化振興法」、

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定等を受け、また、時代の変化や図書館活動の実態等に応じて、図書館法の目的や図書館奉仕等について規定し直すべき事項はあるか。

5.2 司書及び司書補（第4条～第6条関係）

○司書資格（第5条）に関し、大学における「図書館に関する科目」について、省令で定めることを明記することについてどう考えるか。

○司書及び司書補となる資格（第5条）の学歴要件の規定について、整理することについてどう考えるか。

5.3 その他

○「閲覧所」、「配本所」、「自動車文庫」、「貸出文庫」（第3条、第8条）等、時代にそぐわなくなっている用語は、現代的なものに改めることについてどう考えるか。司書及び司書補の研修や図書館による自己評価についてどう考えるか。

○その他、公立図書館のより一層適切な運営を確保するために改善すべき点はあるか。

学生は司書講習を受講した単位を振替えて修了証を出していたが、その後1966年に短期大学国文科と四年制の文学部に司書課程が開設され、学生に対する司書養成教育も並行して行われるようになった。なお、昨年度の短期大学部国文科の募集停止に伴い、本年度からは文学部の学生のみを対象に、司書養成教育を実施している。また、1966年から司書教諭資格の科目も開設し、現在に至っている。このように、鶴見大学では40年間にわたって、大別して二通りの形式で司書養成教育を実施してきた経緯がある。

このような状況下で2004年4月、文学部に第四番目の学科として、ドキュメンテーション学科（Doc学科）が新設された。Doc学科はわが国唯一の名称をもつ学科であり、本年完成年度を迎える、1年次学生から4年次学生までがそろったところである。

一方、鶴見大学は大学図書館が非常に充実していることでも知られており、2007年度の「大学図書館ランキング」では第6位であった。古典籍を中心とした貴重書の展示会やさまざまな特集テーマを組んだ展示公開は、学生や教職員はもちろん外部の方々からも好評を得ている。

2. ドキュメンテーション学科の特徴

Doc学科は文学部に所属しているが、一人1台のノートパソコンを入学時から卒業時まで無料で貸与して、現代社会に必要な情報やネットワークなどに関する知識や技術についても幅広く習得できるようにカリキュラムを編成している。

また、Doc学科で取得できる資格は、図書館司書、司書教諭、高等学校教諭一種免許（情報）、博物館芸員、曹洞宗僧侶教師資格の5種類である。この中で、図書館司書の科目については、文学部の他学科にない優遇措置が行われている。すなわち、図書館法施行規則で定められている科目的うち、10科目がDoc学科の専門科目として司書課程学生とは別に授業を行い、Doc学科の学生向けの講義や演習を展開している。

Doc学科のカリキュラムの特徴として、1、2年次には、おもにコンピュータ科目および図書館司書のための科目の一部を必修科目とし、3年次になると自分の学習興味にしたがって次の2コースのどちらかを専攻するように構成されている。一つは、江戸時代以前の書物を対象にして、過去の情報を現代に活かすこと

鶴見大学文学部ドキュメンテーション学科における司書養成教育

原田智子

（鶴見大学文学部ドキュメンテーション学科教授）

1. はじめに

鶴見大学では、1954年に司書講習および司書補講習を開始して以来、半世紀以上にわたって司書養成教育を実施してきた実績がある。当時は短期大学国文科の

を学習するLA（ライブラリーアーカイブ）コースであり、もう一つは現代のデジタル情報やネットワーク技術などを学習するDD（デジタルドキュメンテーション）コースである。ただし、今年完成年度を迎えたことで、受験生や入学者に司書資格取得希望者が多いなどの要望を考慮し、カリキュラムの一部を見直し、現在の2コース制を、2008年度4月から情報学コース、図書館学コース、書誌学コースの3コース制に変更する予定である。

このほかDoc学科では、グローバルな情報環境に対応できるように専門英語にも力を入れ、インターンシップを単位化して実践的な学習環境も用意している。

3. ドキュメンテーション学科における司書養成教育

現在の図書館は、ハイブリッドライブラリーと呼ばれる状況が徐々に整備されてきており、印刷メディアから電子メディアまで多様なメディアを扱える情報環境にあるといえる。また、WWW上には多種多様なWeb情報源が存在しており、デジタルライブラリーも多数存在する。このような時代には、パソコン技術を駆使し、電子メディアに強い図書館職員が求められていいくであろう。

Doc学科に入学してくる学生の約7割の学生が司書資格取得を希望し、資格取得に必要な科目を履修している。他学科の学生の司書資格取得比率に比べて非常に高くなっている。また、司書資格を取得しない学生でも図書館情報学関係の科目を受講しなければならない必修科目も存在する。一方、「情報システム概論」、「ネットワーク概論」、「コンピュータ概論」、「データベース概論」などの情報分野の科目が必修となっているため、これらの基礎的な情報リテラシー科目を通じて、デジタルに強い司書を養成できるようになっている。これらの概論を学習した後に、各論や演習科目も履修できるようになっている。図書館情報学分野における必修科目は、おもに「ドキュメント処理」と「情報サービス」の分野の科目を中心としている。来年度以降は「図書館概論」もDoc学科独自に開講し、Doc学科の必修科目となる。

一方、必修科目にはなっていないが、選択科目として書誌学の科目が多数用意されており、書誌学、書物文化論、古典籍などのアーカイブ資料も扱える司書の

養成も可能である。学生は、3年次に自分がとくに勉強したいコースを選択することになるが、どのコースに所属していても、三分野の科目を履修することが可能になっている。

したがって、図書館法施行規則で定められている科目17科目を基盤として、その上に情報学や書誌学を習得した幅広い知識と技能をもつ人材養成が行える点がDoc科における司書養成教育の特徴であるといえる。

入学時にはパソコン操作があまり得意でなかった学生も、1年次後期から2年次前期には、教員から配布される電子テキストだけを使用する授業にも慣れ、紙メディアを全く使用しない授業に適応できるよう成長している。一方で江戸時代の古典籍に直接触れるこことできる授業や、くずし字の読解、蔵書印に関する授業など、司書課程の教育では通常学習できない知識も習得できる。またデジタルカメラなどを使用して、さまざまなドキュメントをデジタル化する演習も好評である。

したがって、司書資格を取得したい学生にとってDoc学科のカリキュラムは、これからデジタル時代に呼応できる幅広い知識や技術を習得できる内容であるといえる。このことは、図書館司書よりも概念的に広いドキュメンタリストを養成する内容となっているともいえる。そしてDoc学科では、司書資格取得に加えて学外で実施されている情報検索、情報処理、コンピュータ、ネットワークなどに関する種々の資格試験にチャレンジするよう指導し、受験希望者に対しては個別指導も行っている。

4. おわりに

Doc学科では、2008年3月に初めての卒業生が社会へ巣立っていく。すでに内定を得た学生も多いが、専任の司書採用の求人が非常に少ないと、一般企業への就職がほとんどである。すなわち、図書館司書になりたいという夢をもって入学してきた学生が、司書資格や司書教諭資格を取得して卒業していくにあたり、その就職先は館種を問わず非常に狭き門であるという現実に直面している。現状では、企業での社会経験を積んだ後に、チャンスが訪れて司書資格が活かせる職場に就ける希望を持ち続けていくことになるであろう。また、大学院への進学も一つの道として考えてみることになるであろう。

多様化の時代に呼応した司書養成教育を行うためには、常に時代の先を見つめ、計画的にカリキュラムを見直し改善していく姿勢が重要である。来年度から図書館学コースを設けて3コースでの司書養成教育が始まるが、希望の図書館で仕事ができる卒業生が誕生することを願っている。

よりわかりやすい授業にするために — 司書課程受講の短大生の実態？把握 —

二 宮 嘉須彦（郡山女子大学短期大学部）

短期大学で図書館司書課程の授業を担当していて、受講している学生の授業理解の程度に疑問をもちはじめている。端的にいってしまえば、本当に講義が理解されているのだろうかといった疑問である。当方の授業展開が完全無欠であろうはずはないが、講義はできるだけわかりやすく、繰り返して話を進める努力をしているつもりである。

たしかに、提出される定期試験やレポートはそれなりの内容が書かれてはいる。だがそれは、参考にできる文献がありWeb上の文章を資料として引き込むことができるからにはかならないからではないだろうか。そのあたりの体よくまとめられている「論」を、そのまま「授業が理解されている」と判断してよいものであろうか。

ここ数年、新年次の受講学生に無記名アンケートを実施している。全160項目ほどで、図書館に関する項目や生活・文化・地域・政治などの分野をはじめ、日本語や英語の力など、一般常識にかかる多岐な設問にたいして○×式で答えるやり方である。

集計してみてわかった。つまり基礎的な事項について知らないのである。また、理解の度合いについて、ある一定の比率が履修学生のなかにあるらしい。この比率は毎年大きく変化しない。

これまで、講義担当教員の考え方や意向から「わかりやすい授業」を提示していたわけであるが、どうもそれでは学生には「理解」されていないのではと感じる。学生の学力や常識力に合わせた「わかりやすい授業」を進める必要があるのでないだろうか。そうでないと、学生は講義で何をいっているのか、本当のところ理解できていないのではないかと思う。

ではどうすればよいのか。みなさまのご意見をお聞きしたいと考えている。

司書養成の歴史的課題を確認する

根 本 彰（東京大学大学院
教育学研究科教授）

1 LIPER報告とその後

2003年から2005年にかけて、日本図書館情報学会の創立50周年事業の一環として、図書館情報学教育に関する共同研究（略称LIPER）が実施された。同学会は1950年の図書館法制定によって大学で司書養成が行われる前提として、図書館学の研究教育についての議論の場が必要になったことから1953年に結成されたという経緯がある。

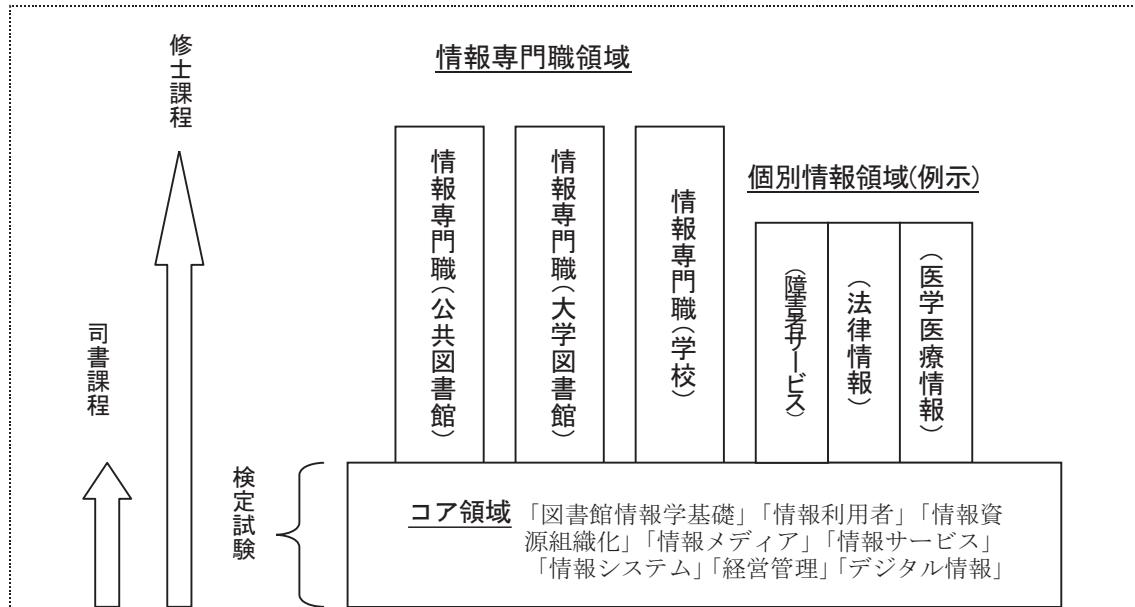
LIPERは、いくつの研究グループによる個別の研究と図書館現場からの意見の吸い上げや議論をもとに2006年3月に報告書をまとめて終了した。その内容は次のとおりである。

- (1) 日本の図書館員養成は国際水準から著しく立ち後れている
- (2) 図書館員の養成・研修は戦後館種ごとにばらばらになったままである
- (3) 図書館情報学の専門教育と現行の司書養成教育が分離している
- (4) 図書館法の「大学における図書館に関する科目」の法制化が行われていない
- (5) 養成された司書等の知識・技術水準について評価されていない

こうした分析をもとにして、同報告書はいくつかの提言を行っている

- (1) 将来的に国際水準に合わせて大学院での図書館情報学の専門教育を標準とする
- (2) そこに達するまではできるだけ個々の司書養成課程において工夫して館種を超えた共通の基礎領域をあつかうことを目標にする
- (3) 教育評価に使用できる図書館情報学検定試験の実施を検討する

この提言では、合わせて、現行の司書課程と将来的な大学院での養成の関係を示すとともに、将来的に大



学院で実施すべきカリキュラムの案とそのなかで当面司書課程で実施すべきコア領域科目を示した。これが上の図である。

この報告と提言は『日本図書館情報学会誌』に掲載された。学会のホームページ等でも入手することができる。

その後、2006年度から4年計画でLIPER提言の実行可能性を研究し、LIPERの研究成果をフォローアップするための継続プロジェクトLIPER2が始まっている。LIPER2の研究課題の一つが検定試験実施の可能性を追求することである。2007年度と2008年度の2回にわたって、模擬試験を実施して、問題点を明らかにして、実施できるかどうかの結論を出すことにしている。

2 図書館員養成の歴史的課題

さて、報告者はその間、戦後の司書養成と図書館学教育の歴史を見直すことをおこなった。そしてわかったことは、現行の司書養成は図書館法成立時のものと比べると省令で規定された単位数と科目以外にほとんど変化がないということである。とくに、

- (1) 図書館法成立時に現職者に資格を与えることを優先した結果、講習科目しか制度化されておらず、大学での養成の法的根拠があいまいになっている。
- (2) 今でこそ司書課程は依拠すべきカリキュラムが省令の科目表しかないのでこれに準拠することに

しているが、これも1950年代から60年代にかけては大学の自治原則を掲げ大学が省令によらなくとも資格を出すことができるという意見もあった。

(3) 1960年代には図書館協会教育部会で館種を超えた養成体制をつくる方向で相当の議論があり、1967年に行われた文部省内での議論でも38単位の司書講習案がつくられたが、結局、1968年の省令改正ではその半分の19単位分が科目になっただけで終わった。1972年に教育部会が発表した図書館学教育改善試案は司書講習の廃止、司書補の廃止、学歴と対応させた司書のグレード制などの大胆な案であったが、図書館界では受け入れられなかった。

(4) 1990年代の議論は日団協教育部会でも最初から省令科目（講習科目）の変更だけをねらったもので、結局19単位が20単位に増えただけで終わった。

(5) 一方、大学での図書館学専門課程についての議論は（財）大学基準協会の場で行われ、最終的に1980年の「図書館・情報学教育に関する基準およびその実施方法」がつくられているが、司書養成とのギャップは埋められないままであった。

とくに問題を感じるのは、教育部会は1960年代から1970年代前半まで図書館法の枠組みにおかれた司書養成の議論を超えて、多館種の職員養成体制の議論を行っていたのに、1970年代後半以降ぱっかり途切れてしまうことである。

3 文部科学省での議論

「これからの図書館の在り方検討協力者会議」は2006年3月に報告書「これからの図書館像：地域を支える情報拠点をめざして」を発表していったん解散したが、続けて2006年度に同名の会議がつくられ職員の養成や研修についての議論が始まった。この会議に報告者も参加しているが、その場ではLIPERの研究成果を踏まえて次のことを主張した。

司書養成を国際水準に合わせ変更し、大学・大学院で38単位取得（これは以前から目安になっている単位数）を義務付ける必要がある。これにより、司書資格は公共図書館だけではなく、館種を超えた図書館専門職の養成の共通基盤になる。さらに次のことを検討すべきである。

- 1 司書補の廃止（法4条、5条、6条の改正）
- 2 司書講習の廃止（5条1項1号の廃止、猶予期限を設ける）
- 3 司書の最低学歴要件を学士とする（5条1項2号の改正）
- 4 大学における図書館に関する科目の制度化（5条1項2号の改正）
- 5 省令の全面改正（大学における科目の追加と科目・単位の大幅見直し）

だが、このなかで現在検討が進んでいるのは4と5のみである。LIPERの成果は4の大学の科目の制度化を実現させなければ反映されたということにはなるが、不十分である。現在の方向は報告者の理解では次のようなものである。

- (1) 従来からの講習科目に加えて大学での養成を制度に組み入れることで、司書課程を法的に認知する。こうして講習科目と大学での養成科目の2種類の科目表がつくられる。
- (2) 科目表の科目の手直しを行うにあたって、各科目の理論的な根拠を明確にして、学習者は基本的な理解をもつことで自らの専門知識の基礎とできるようにする。

(3) 「これからの図書館像」で提案されたサービスに対応し、また、専門職員が長期的な視点に立ってキャリアメイキングを行えるようにするための体系的な研修制度を提唱。

報告者は、2006年度から並行して「これからの博物館の在り方検討協力者会議」がつくられ、登録博物館制度と学芸員養成制度について法改正を前提とした制度改革がめざされていることが念頭にあった。「学芸員を学芸員補に格下げ？」という朝日の報道は誤報に近いがかなり制度の根幹にかかわるところから見直しをしていることは確かである。博物館でできることができ図書館について議論できないはずはないと考えていた。だが、「協力者会議」は最初から議論の枠組みは与えられており、図書館の方の会議については最初から現行図書館法の枠組みのなかで議論することになっていたとのことである。このことの確認をしないままにスタートしたために、議論はすれ違いのままであった。

4 改革に向けての図書館界の合意

文科省の議論がどうなるのかはほかの報告者からも報告があるだろう。当発表者としては、この議論は今後継続し、LIPER提言の実現に向けて努力していくべきことを主張していくつもりである。博物館と図書館の議論の出発点の違いは何なのか。今、推測できるのは、博物館の関係者のあいだに基本的な制度改革に向けての合意があって文科省に働きかけがあったが、図書館界には合意も働きかけもなかったということである。

報告者は、LIPERの実施者として文科省の学術情報、学校図書館、公共図書館の担当部局に働きかけを行ったが、研究成果だけでは十分でないということがわかった。図書館界としての合意をつくり戦略的に行政当局に働きかけをする必要がある。LIPER報告をたたき台にした活発な議論を望みたい。

—パネルディスカッション—

菅原春雄（文教大学）：鶴見大学ドキュメンテーション学科卒業生で図書館に就職したものの割合は？

原田智子：今年度最初の卒業生を出すが図書館に就職内定しているものは今のところいない。

根本 彰：ドキュメンテーション学科の名称は今後どうなるか？

岡田 靖（鶴見大学）：この名称は浸透しつつあるので当面このまま使われるだろう。

大谷康晴（青山学院女子短期大学）：報告にあった短大生の状況は地方だから特別ということではないと思う。

二宮嘉須彦：特別ではないということで安心した。いずれにしてもわかりやすい授業を展開するには学生の状況を理解することが前提である。

大谷：資格は専門職のスタートと考えるが、職業人としての生涯学習をどう考えるか。また「講習」は大卒を前提としているが、「大学における科目」は高卒程度を前提として教える必要があるのではないか。

根本：国際会議等で日本の現在の資格は国際水準でのプロフェッショナルとはいえないと報告している。LIPERは国際水準のプロのための教育の提案である。現実的には司書は入口の資格と位置づけ、これを引き上げるための研修が求められよう。大学院での学習も含めて研修とし、体系化して、ある基準で認証していくしかない。また「講習」と「大学における科目」の区別は難しい問題である。前提が違うとなるとどこで差別化をはかるのか。大卒者を前提とした「講習」と高卒者を前提とした「大学における科目」と設定したうえで一から考えざるを得ない。

糸賀雅児：司書資格取得だけで完成度の高い司書になるとは思わない。生涯学習は必要で、上級司書制度も10年更新を想定している。今日、入学試験によって入学生の学力は保証されておらず、教養が欠ける大学生に教えるにはテキストや授業方法の工夫も必要である。

今まだ子（御茶の水図書館）：日本の現在の司書教育はプロフェッショナル養成ではなく入門である。米国では修士がプロの前提である。幹部採用は公募であり、図書館界のなかで組織を超えて横に人材が動く体制ができている。これがない限りプロフェッショナルは成り立たない。かつてわが国でも教育レベルに応じた資格の差別化を図ろうとしたが理解されなかった。また、かつては米国の大学院に入学するには1年以上の実務経験が求められていた。学部での教育は司書教諭が主である。最近は博士号を持

つ図書館員も増えた。

渡辺志津子（埼玉大学）：司書養成が各地で行われることの利点もあるが量産のデメリットもある。リテラシー教育の拡大は必要だが、それを司書養成という名称の下で行っていいのか。

糸賀：名称変更には法律改正が必要なので、上級司書こそがプロであるとアピールする方が効率的と考える。また生涯学習にかかる資格にはすべて「補」があることにも留意したい。図書館で働いている人のキャリアパスの明確化が急務である。なお司書はあくまでも図書館で働く人であり、一般に大学で資格を取得した人は「司書有資格者」というべきである。これは多くても構わない。その中から優れた図書館員になろうとする人を見いだすことが肝要である。

山本順一（筑波大学：コーディネータ）：法によって定められた教育内容をどのように見るのか。また大学の主体性は？

糸賀：鶴見大学が一つの良い例である。大学独自の方針で学科やコースを編成し、全コースで司書資格がとれるわけではない。法は守る必要があるが各大学の工夫があってよい。慶應義塾大学では現職者教育のために大学院に「情報資源管理分野」を設置しているが、これは法とは関係がない。

原田：鶴見大学ドキュメンテーション学科では学生にパソコンを1台ずつ貸与している。教養の情報リテラシー教育では不十分という認識のもと、電子メディアを使いこなせるライブラリアンの養成をめざしている。

根本：今の議論では法はハードウェアであることを前提としている。LIPERでもそれを前提として各大学が工夫できるようなカリキュラムの考え方を示した。しかしハードウェアも動かせるのではないか。1960年代から70年代のはじめには盛んに議論されていた。博物館では今の資格を「学芸員基礎資格」として1年間の実務を経た後、学芸員になるという制度と認定機構を作ることも考えている。このような考えは図書館界にとっても参考になる。

二宮：アンケート調査をすると司書課程の学生の58%は図書館に就職したいという。司書ならどこにでも赴任するかと聞くと31%しか肯定的な回答をしない。短大の2年間は最初の勉強という指導をしている。

成井恵子（茨城女子短期大学）：資格取得者が派遣等で働くことが増えていてキャリアパスを考えるのは難しい。能力があっても給与の低い非常勤の専門職員という位置づけだがこれをどう考えるか。

糸賀：難しい問題である。派遣で大学図書館に勤務し、修士号をとった上である私立大学で正規職員に

採用された例はある。力をつけて即戦力としてアピールすることも必要ではないか。資格保有者を大量生産しているが、多くが非正規職員の形で図書館を支えている。短大や講習がなければ状況はもっと悪くなる。図書館界全体でのボトムアップが必要である。アメリカでは人的資源の流動性が高いが日本では低い。評価されるだけの力をつけるべきではあるが、評価される確率は高くなく現実は厳しい。

松下 鈞（藤女子大学）：これまでの議論は図書館法に沿った司書有資格者の養成であり、LIPERでも司書をベースにした情報専門職が議論されている。しかし文部科学省の審議会の報告でも外国で学んだ情報専門職を就職させることができている。法務省は日本司法支援センター（法テラス）で法情報専門家による図書館的なサービスを考えている。医療分野でも病院評価の影響で情報専門職の需要がある。このような議論があるなかで図書館法の枠内での議論だけでいいのか。

根本：外国で学んだ情報専門職の大学図書館への導入については『学術情報基盤の今後の在り方について（報告）』において言及されている。LIPERでは館種を超えた専門職の養成について言及している。それと並ぶ形で共通のコアの上に主題専門家を位置づけているが、LIPERでは十分議論しきれなかった部分である。大学人は今の司書資格に期待しておらず、司書有資格者を採用して学術情報について内部で研修をする体制は考えづらい。LIPERでも養成のプロセスの中に様々な館種を含めたいが今後の課題である。法テラスに関しては、法科大学院修了者や法学部の卒業生が多くいるので法情報専門家の養成課程を作れないかという話があった。司書との関連はまだ議論していない。各大学の判断で主題を含めた司書養成をするという形にすればよいのではないか。

山本：病院では評価を上げるために図書館を設置するが、職員の多くは非常勤であり、主題図書館員という点では問題がある。

糸賀：館種を超えた職員の養成のためには法の枠を撤廃するという考え方もある。英米では、法ではなく専門職団体の認定である。また館種を超えた情報専門職の議論のためには、社会教育の枠を超えることが必要である。福田首相は文書館に理解があり、アーキビストとライブラリアンの連携が可能かもしれない。

宮部頼子（立教大学）：司書の需要と供給のアンバランスについてどう考えるか。プロの教育が必要と考えるが、日本では法によるのが近道なのではないか。省令科目以上の授業を独自に開講しようとしても大

学当局の理解が得られない。国際的にプロとして通用する人材の養成を図書館法第5条1項2号にあてはめるくらいの議論が必要ではないか。地方に対しては遠隔教育なども考える必要があるだろう。

三浦太郎（明治大学）：明治大学では120名程度が司書資格を取得するが、図書館で勤務する人は少ない。司書資格は図書館に進む人の入り口であると思う。毎年1万人以上に資格を付与することに問題はあると思うが、キャリアパスを明確に示し、経験による専門性の向上を実現するのが望ましい。

糸賀：地方の図書館を支えているのは誰かを考える必要がある。最初の教育は未完成であって、これを完成させる道を作るべきである。高度な少人数教育で例えば500名を養成して全員が館長になるのであればそれでもよいが、現実はそうではないので、最初は間口を広げキャリアパスを示すことによって一部を真のプロとして育てる必要がある。一定の経験を積んでから館長を目指す人、そうでない人と進むべき道を選択できるようにするのが現実的である。

山本：専門職と準専門職の切り分けと資格との関係が議論されていない。

糸賀：午前中に話したように、日本の場合在職年数で仕事が変わる。それに応じた教育をすればプロは育つ。

宮部：一つの方法ですべてが解決するとは思われない。教育機関の質を見直し、可能な改善は行うべきである。

志保田務（桃山学院大学：教育部会長）：金氏の講演にあったようにchangeはchanceである。現在「大学における科目」が制定されようとしている。学会、JLAが形式的には議論に参加しているが科目内容の諮問は受けていない。以前は日本図書館研究会やJLAでの議論が前提としてあった。それがないことを危惧する。ハードウェアとしての法律はなかなか動かない中で、それを前提に上級司書の導入などで改善していくという気運がある。しかしこまでの日図協執行部レベルでの消極性が改善を妨げている。上級司書に対して格差社会を生むなどという印象が語られることもあった。検定試験のような外圧も必要であろう。これまで深く追求せず逃げ腰であったのは事実であるが、JLAも動き出しており、上級司書問題についても、かつての検討チームメンバーの参加を求めて体制の立て直しを図っている。関係各位の積極的な対応と支援をお願いしたい。

（文責：竹内比呂也（千葉大学：図書館学教育部会幹事））

..... 参加者の感想

第6分科会に参加して

青柳英治
(筑波大学大学院博士後期課程)

10月30日に行われた全国図書館大会の第6分科会(図書館学教育部会)に参加した。分科会のテーマは、「『これから図書館』と司書養成・研修」であった。プログラムは、基調講演と講演、四つの報告、さらに、それらを踏まえたディスカッションから構成されており、図書館専門職を取り巻く今日的な問題や課題が報告・議論された。以下では、このうちのいくつかについて感想を含めた紹介をしたい。

基調講演では、金氏(駿河台大)によって司書養成教育とその制度について、韓・米・英国の事例が紹介された。司書が専門職として認知されるには、教育内容を質的・量的に充実させる必要があり、さらに、身分や資格を規定する制度や専門性を生かす人事制度を確立する必要があるという指摘が印象に残った。やはり、専門職制度を有効に機能させるには、資格や待遇に関する諸制度を整備し、制度的な基盤を整える必要があることを実感した。韓国での司書の資格要件やグレード化の状況の説明は、そうした必要性を理解する一助となった。

講演では、糸賀氏(慶應義塾大)によって多様な雇用形態に対応した図書館専門職員の養成のあり方がキャリアパスの概念を用いて紹介された。個人のライフサイクルに合わせた多様な雇用形態を具体的な事例を用いて説明するとともに、それらに対応した多様な教育機会をモデルとして提示できれば、司書の努力目標ともなることが説明された。図書館専門職としてのキャリアパスを解説することは、その配置や異動のパターン、ルートとそれらに関わる基準や要件を明らかにできる。そのため、資格制度や人事制度の確立へと発展する可能性があると感じた。

報告の一つでは、根本氏(東京大)によって司書養成の歴史的課題の確認が行われた。また、LIPERの実施者として、その報告のまとめと提言も紹介され、大学院レベルでの図書館情報学の専門教育を標準すべきこと、教育評価に使用できる図書館情報学検定試験の実施を検討することなどが示された。こうした研究成果をもとに養成機関である大学、図書館関係の学・協会、そして図書館の三者による合意を形成のうえ、養成や研修の制度化に向けた戦略を構築していくことが重要であると感じた。

この分科会での報告・議論では、図書館専門職のた

めの労働市場の形成、雇用の流動化を実現し得る多くの方策が示唆されていた。図書館専門職の養成・教育訓練を考えるよい機会となった。

第6分科会(図書館学教育)に参加して

松下鉤(藤女子大学)

図書館学教育に携わる者としては面白いことですが、この分科会には初めて参加いたしました。情報は多様化し、専門化し、高度化し、地球規模での即時性が求められる時代にあって、省令科目による図書館学教育をこのまま続けていいのか、という危機感をもっています。

戦後の我が国における図書館の再スタートを、昭和23年の「国立国会図書館法」、昭和25年の「図書館法」の成立に見ることができます。これらの背景にはいずれもSCAP/GHQ(連合軍総司令部)のCIE(民間情報教育局)の強力な後押しがあったことは周知のことです。翌26年からは「司書講習」と慶應義塾大学に開校された「日本図書館学校」によって養成が行われました。その後、多くの高等教育機関における図書館学教育は図書館法に依拠した「司書講習」と「司書講習相当科目」によって行われています。つまり社会教育機関としての公共図書館で働く司書の養成を目的とした方向にほとんど一本化されている状況です。昭和26年の時点では公共図書館の司書養成と学術図書館の司書養成に明確な棲み分けが行われなかつたのでしょうか?

アジア諸国の先進的な図書館学教育を牽引している力はなんだろう?それがどうして日本ではできないのだろうかと思います。図書館情報学会や図書館学教育分科会での諸先生方の論議を聞くと、図書館法と省令科目による縛りが図書館学教育の多様な展開を阻む壁とも呪縛ともなっていることは明白であるように思います。実際、伝統的な体制に新しい風を吹き込むことは莫大な時間と膨大なエネルギーの消失にもなりかねません。図書館法成立以来、間歇的に提起された「図書館学教育改善試案」とその行方を想起させます。LIPERの提言がその轍を踏まぬよう祈るばかりです。

図書館情報界に迫るパラダイムシフトに対応するためには現職者のスキルアップ教育が近道だという論と、大学院教育と新たな認定制度によって図書館学教育を嵩上げし、現行の図書館学教育との差別化を図るという論のほかに、鶴見大学のMLA(博物館、図書館、文書館)教育の新たな試みなど、検討すべきことは多いと思いました。

いっそのこと、社会教育法の下位にある図書館法と

省令に基づく図書館学教育から離れ、次世代の博物館、図書館、文書館の情報専門職養成プログラムをまったく新たな仕組みで創出することの方が早いかもしれません。とも思います。年間12,000人を超える司書有資格者の輩出を続けることは過剰生産以外のなものではありません。しかも輩出した人材の多くは情報社会が求める能力にはとうてい及ばないですから。医学医療、法律をはじめさまざまな分野から情報専門家の需要が叫ばれています。それは果たして従来の図書館学教育で可能なのでしょうか？

分科会 「『これから図書館』と司書養成・研修」に参加して

池田 美千絵
(昭和女子大学文化創造学科)

「『これから図書館』と司書養成・研修」というテーマのもと、「からの図書館の在り方検討協力者会議」における検討の進捗状況、特に大学における図書館に関する科目の検討状況について知りたいと考えて、分科会に参加した。

糸賀雅児氏は、「雇用多様化時代における図書館専門職の養成—主流は学部か大学院か—」で、わが国では司書養成が各地で大量に行われているが、その後の専門職養成にいたるキャリアパスが用意されていないことを指摘されていた。その中で、司書養成における地域格差について述べられていたことに、非常に興味を覚えた。糸賀氏によると、青森、富山、石川、滋賀、鳥取、佐賀、宮崎の7県では、短大の司書課程がなくなると、県内に司書を養成する機関が一切なくなるとのことであった。今後、司書資格を得る上での地域格差をなくすためには、既に実施されている通信教育、インターネットによる遠隔教育が有効であり、注目していく必要があると思った。

文部科学省生涯学習政策局社会教育課の渡部徹課長補佐が、「教育基本法の改正と図書館の振興」で、協力者会議における検討について発表された。その中で、司書資格について、大学と短大を区別しないとの見解が示されたことが印象的であった。また、各大学の特色をいかに反映させるかが問題であるとも述べられた。今後、大学における図書館に関する科目が示されたとしても、各大学の司書養成課程での工夫が必要であることを知ることができた。

この度の分科会に参加し、図書館員養成教育について、多くを学ぶことができた。発表された方々、全国図書館大会東京大会、分科会を企画、担当された方々に深く感謝したい。

..... 参加者のアンケートから

回収できたアンケート 28名

質問1 協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会会員・図書館学教育部会会員	11
日本図書館協会会員・図書館学教育部会非会員	9
日本図書館協会非会員	7
無記入	1

質問2 テーマの設定について

	教育部会員	JLA会員	いずれも非会員	無回答
適切だった	9	7	7	1
適切でなかった				
どちらとも言えない	2	1		
無記入		1		

質問3 プログラムについて

	教育部会員	JLA会員	いずれも非会員	無回答
適切だった	7	5	7	1
適切でなかった				
どちらとも言えない	4	3		
無記入		1		

質問4 分科会の内容について

	教育部会員	JLA会員	いずれも非会員	無回答
適切だった	8	7	7	1
適切でなかった				
どちらとも言えない	3	1		
無記入		1		

質問5 分科会に関する自由記入

- 上級司書…、LIPER…、議論が進展しているのか、いないのか…、計りかねます。
- 「質問」を、椅子で混み合っている会場の真ん中のマイクまで行かなければ出来ない状況は、容易に質問をする状況ではなく残念。
- テーマの設定の持つ意味を考える時、講演者の講演内容の改革的提案・課題の重大さを活かして今後の図書館のあり方を方向づける、参加者全員の活気が会場内に感じられなかった。

- ・司書養成に関する問題点が整理されて、勉強になりました。
- ・司書資格の付与については、粗製濫造の批判もあるかと思いますが、シンポジウムの席上、糸賀先生・根本先生が述べていらしたように、学んでいくことや図書館と関わっていくことの「入場券」「入り口」として捉え、実質的な専門性についてはキャリアパスの中で培っていく方策がいいように考えました。
- ・皆さんの活発な意見に考えさせられました。
- ・毎年、同じ議論から進展が見られるように願っています。
- ・議論の道すじは、長年のことでの結論は簡単にでるものではないと思います。無理に結論を出すものではないのですが、少し消化不良の感。
- ・興味深く拝聴しました。具体化には難しいことが多いすぎるとはいえ、貴重な刺激となりました。
- ・金先生の講演がたいへん参考になりました。
- ・志保田先生の質問（取得したライセンスと勤務先の処遇）について、まさに一番知りたいと考えて参加したところでした。
- ・糸賀先生のお話は、いつもながら刺激的で、現に他部署への異動を経験し、公務員であることと司書であることの両立の難しさを感じている私にとって、たいへん勇気づけられるものでした。
- ・日本の司書養成と外国の司書養成を対比し、日本が大部おくれていることがわかった！
- ・日本図書館協会は、委託反対、指定管理者反対を言いますが、現にそのような場で働いている多くの職員がおり、彼らの研修の場は閉じられている現状があります。意欲と機会ともに打開策が見つかりません。
- ・研修中心に改正がなされるようですが、現状に対する問題・課題の解決には、あと、どの位かかるのでしょうか？ 今日の話をきいても、あまり見通せませんでした。せめてコア・カリキュラムくらいは策定してほしい。
- ・文科省との動きを、もっと掘り下げられないか。
- ・分科会の活動が低調では？
- ・法律の変更も含めて、一番良い方法に変更するのが将来のために良いのでは？
- ・後半のパネルディスカッションは有意でした。
- ・いい議論ができたと思います。参考になりました。
- ・すべての部会が一ヶ所でできたことは良かったと思うが、教育部会の部屋は少し狭かったです。
- ・このテーマは、日本図書館協会全体でも話し合うべきでは？
- ・「司書は入場券」という主張を、館界の主張としてください。

- ・“官製ワーキング・プア”は本当です。
- ・図書館が好き、大好きな人の集まりで、図書館運営しています。平等は難しいことですが、協働関係は守ってもらいたいと思います。
- ・糸賀先生講演が、わかりやすく、引き込まれました。
- ・司書の地位向上のための具体的手法についてもお伺いしたかったです。（ディスカッションでも、もう一步…）難しい問題ですが…。
- ・初めての参加でしたが、今、司書養成上の問題となっている事柄がよく分かる内容だったと思います。

質問6 教育部会の活動全般についての自由記入

- ・もう、大体なことを提言してもよい時期では？
- ・個人的には、司書資格のグレード化を唱えても…。
- ・糸賀先生のおっしゃるような図書館ファンになるべく方達を『司書』として呼称してしまうことには問題があると思う。教育者側が、パネリストの先生方と同じように、きちんと司書資格取得=専門職ではないということを教えてもらいたい。
- ・司書講習等の文科省認可は、これ以上出さないようにして頂き、放送授業など充実して頂きたい。
- ・もうそろそろ、決断実行の時が到来していると思います。本日の新聞で学芸員の第1回検定試験が開始されたことを知りました。図書館界が自らのプロフェッショナルの誇りの基にグローバルスタンダードへの道を選びとり新たな時代の要請に応えうる集団であることを証明すべきと考えます。
- ・今先生のお言葉：横すべりのできるシステム作り！
- ・上級司書等の動向は注視しております。
- ・『日本の図書館情報学教育 2005』が12月刊行とか、内容情報が古いのではないか。刊行が遅れた理由は？
- ・この部会に初めて出ましたが、議論の状況があまりにも変わらないので、びっくりしました。学生で、図書館での仕事を希望する者が多いということですが、先生方は、一体となって国や自治体への要請行動など起こされたことがあるのでしょうか？かわいい教え子達のためにも
- ・日本図書館情報学会の動き（情報）が、ここでも分かるので、学会に出席できないとき助かります。

『部会報』第81号（2007年10月刊）の訂正

2ページ左段10行目

慈道佐代子氏の所属

誤：帝塚山学院大学 → 正：梅花女子大学

2008年度部会総会および第1回研究集会のご案内

と き：2008年4月26日（土）10:00～17:00を予定

と こ ろ：日本図書館協会会館

東京都中央区新川1丁目11-14

[協会HP = <http://www.jla.or.jp>の「地図・交通機関のご案内」参照]

内 容：2008年度部会総会

第1回研究集会のテーマ

「大学における図書館に関する科目」並びに「JLA専門職認定作業の新展開」

交渉中の発表者＝文部科学省の「科目検討小委員会メンバー」

+「JLAの認定作業検討 チームメンバー」

教育部会としての意見の在り処、具体的な内容の提案などを議論したいと考えています。

今後の図書館情報学教育、司書養成、司書の研修、司書のキャリアパス等に大きな影響を与える事柄についての研究・検討です。ぜひ、ご参集ください。

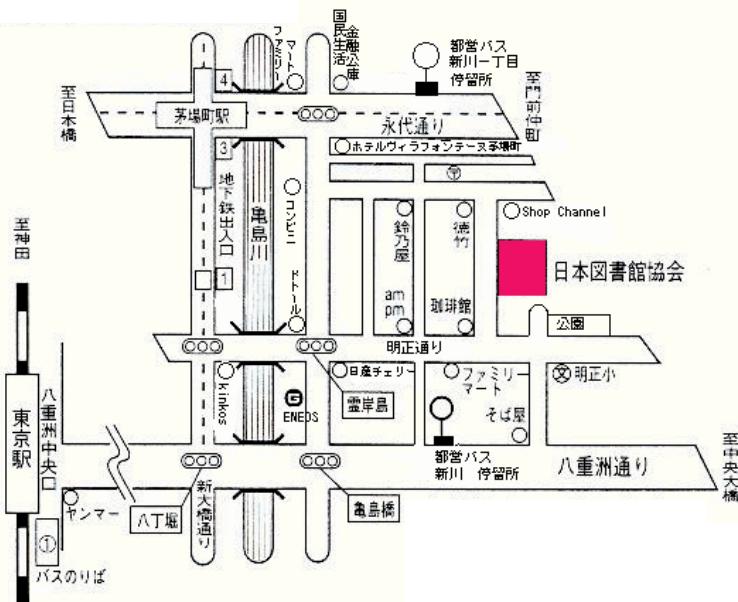
◎部会総会ご出席／研究集会 ご参加の方へ

4月20日（日）までに「お名前・会員か否か・ご所属・ご連絡先」を明記して kyoiku@jla.or.jp までお申し込みください。

なお、『図書館雑誌』3月号に挟み込まれる予定の「総会等の委任状・出席通知」については、ご出席／ご参加の有無にかかわらず、必ずお届けくださいようお願いします。

特に、やむを得ず、部会総会をご欠席なさる会員各位は、「委任状」に記名・捺印のうえ4月26日に間に合うよう、ご投函ください。

日本図書館協会 会館案内図



編集担当 〒631-8585 奈良市学園南3-1-3 帝塚山大学心理福祉学部 柴田正美
Tel. 0742-41-4863 Fax.0742-41-4905 E-mail: mshibata@tezukayama-u.ac.jp